

徳島県公安委員会規則第9号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）の部の次に次のように加える。

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2	仮設店舗における営業の届出（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
------------------------------	--------	---

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。